

会長の選挙について

令和 5 年 6 月 15 日

原子力規制委員会国立研究開発法人審議会

原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令（平成 27 年政令第 199 号）第 4 条の規定により、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会に会長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙することとされている。

今般、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会の委員が任期を満了したことに伴い、会長を選挙する必要がある。別紙のとおり、選挙をお願いする。